

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前備置書類)

2025 年 3 月 3 日

GMO リサーチ&AI 株式会社

2025年3月3日

株式交換に係る事前開示事項

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOリサーチ&AI株式会社
代表取締役社長 細川 慎一

GMOリサーチ&AI株式会社(以下、「当社」といいます。)は、GMOタウンWiFi株式会社(以下、「GMO-TW」といいます。)との間で締結した2025年2月12日付株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、GMO-TWを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を実施いたします。

本株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事項は以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、別紙2のとおりです。

3. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号)

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社に関する事項(会社法施行規則第193条第3号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙4のとおりです。

5. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第193条第4号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容は、別紙5のとおりです。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以 上

別紙1 株式交換契約

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

GMO リサーチ&AI 株式会社(以下「甲」という。)及びGMO タウンWiFi 株式会社(以下「乙」という。)は、2025 年 2 月 12 日付で、以下のとおり、株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条 (株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号：GMO リサーチ&AI 株式会社

住所：東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号

(2) 乙(株式交換完全子会社)

商号：GMO タウンWiFi 株式会社

住所：東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号

第 3 条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時点の乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式数の合計に 193 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき甲の普通株式 193 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

第 4 条 (甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める。

第5条 (効力発生日)

本株式交換が効力を生ずる日(以下「**本効力発生日**」という。)は、2025年4月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、2025年3月18日開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項について株主総会の決議を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項について株主総会の決議(会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)を求める。
3. 前二項に定める手続は、本株式交換に関する手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運用を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為(第三者の株式その他の持分の取得、第三者との資本提携、業務提携その他の提携に関する契約その他の重要な契約の締結、組織再編行為、重要な資産の取得を含む。)又は本株式交換の実行若しくは株式交換比率に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第8条 (剰余金の配当)

1. 甲は、2024年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり114.84円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2024年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり9,428.16円を限度として剰余金の配当を行うこと

ができる。

3. 甲及び乙は、前2項に定める場合を除き、本契約締結の日から本効力発生日までの間、剰余金の配当を行ってはならない。

第9条 (株式交換条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の株価、財務状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙が協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項に定める甲の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合
- (3) 甲又は乙において、法令等に基づき、本株式交換を実行するために本効力発生日までに必要な関係官庁等の許可、承認等が得られなかった場合、又は関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第11条 (裁判管轄)

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (協議事項)

本契約に記載のない事項又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図る。

(以下余白)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 2 月 12 日

甲 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
GMO リサーチ&AI 株式会社
代表取締役 細川 慎一



乙 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
GMO タウン WiFi 株式会社
代表取締役 荻田 剛大



別紙2 交換対価の相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数及びその割当の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	GMO-TW (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	193
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：2,769,357株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

GMO-TW 株式1株に対して、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）193株を割当交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社協議のうえ、本株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社株式 2,769,357株（予定）

当社は、本株式交換により当社が GMO-TW 株式の全てを取得する時点の直前時の GMO-TW の株主の皆様に対し、その保有する GMO-TW 株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を交付する予定です。なお、交付する株式については新株式の発行により対応する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、単元（100株）未満の当社株式の割当を受ける GMO-TW の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる GMO-TW の株主の皆様は当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- ・ 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）
会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、上記（1）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換における株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を担保するため、当社グループ並びに GMO-TW 及び GMO-TW の親会社である GMO インターネットグループ株

式会社（以下、「GMO-IG」といいます。）から独立した株式会社大和総研（以下、「大和総研」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー、株式会社 KPMG FAS（以下、「KPMG」といいます。）を第三者算定機関、また、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下、「西村あさひ」といいます。）をリーガル・アドバイザーとして選任いたしました。

当社においては、下記「2（1）公正性を担保するための措置」及び下記「2（2）利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である KPMG に対し、本株式交換における株式交換比率に関する算定を依頼し、2025 年 2 月 10 日付で取得した株式交換比率算定書（以下、「本株式交換比率算定書（KPMG）」といいます。）、ファイナンシャル・アドバイザーである大和総研及びリーガル・アドバイザーである西村あさひからの助言、並びにデューデリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、当社及び GMO-TW の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案したうえで、GMO-TW と交渉・協議を重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記「② 算定に関する事項」の「(ii) 算定の概要」に記載する、当社の第三者算定機関である KPMG による本株式交換における株式交換比率の分析、並びに、下記「2（2）利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載する、当社グループ並びに GMO-TW 及び GMO-IG と利害関係を有しない当社の社外取締役である橋本昌司氏、当社の社外監査役である手塚奈々子氏及び浜谷正俊氏の 3 名によって構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」といいます。）から 2025 年 2 月 10 日付で受領した答申書の内容を踏まえて慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様への利益に資するとの結論に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書（KPMG）における DCF 法による算定結果の中央値をやや上回る比率ではあるものの、評価レンジの範囲内の比率であり、算定の前提として GMO-TW の 2025 年 12 月期から 2027 年 12 月期までの 3 期分の財務予測（以下、「GMO-TW 財務予測」といいます。）を考慮しているところ、GMO-TW の高い成長率が GMO-TW の 1 株当たりの株式価値に適切に反映されない恐れがあることを踏まえると DCF 法を過度に偏重すべきではなく、また、類似会社比較法による算定結果の中央値を下回る比率であること、及び、KPMG から本株式交換比率が当社の一般株主の皆様にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下、「本フェアネス・オピニオン（KPMG）」といいます。）も取得していることから、当社の一般株主にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、当社として、本株式交換比率は妥当であると考えており、2025 年 2 月 12 日付に開催された取締役会において、本株式交換契約を締

結することを決議し、2025年2月12日付で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両社間で合意のうえ、変更されることがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに当社グループ及びGMO-TW、GMO-IGとの関係

当社の第三者算定機関であるKPMGは、当社グループ及びGMO-TW、GMO-IGの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

KPMGは、本株式交換における株式交換比率の算定に際しての当社及びGMO-TWの1株当たりの株式価値の分析にあたり、複数の株式価値分析手法の中から採用すべき分析手法を検討のうえ、当社及びGMO-TWが継続企業であるとの前提のもと、将来の事業活動の状況を分析に反映するためDCF法を、当社及びGMO-TWと比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較法による当社及びGMO-TWの株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用しております。これらの株式価値分析結果を総合的に勘案して本株式交換における株式交換比率の算定を行っております。KPMGが上記各手法に基づき分析した当社及びGMO-TWの1株当たりの株式価値の範囲及びGMO-TW株式1株に対して割り当てる当社株式数の算定範囲はそれぞれ以下のとおりです。

当社の1株当たりの株式価値

DCF法	3,961円	～	5,129円
類似会社比較法	2,590円	～	4,020円

GMO-TWの1株当たりの株式価値

DCF法	681,764円	～	916,331円
類似会社比較法	481,998円	～	694,818円

株式交換比率

DCF法	132.93	～	231.36
類似会社比較法	119.89	～	268.32

DCF法では、当社については、当社事業計画を基礎として、当社が、直近までの動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して作成した、2025年12月期から2027年12月期までの財務予測（以下、「当社財務予測」といいます。）に基づき、当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で

現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を分析し、当社の1株当たりの株式価値の範囲を3,961円から5,129円と分析しています。その際、割引率（加重平均資本コスト）については、株式価値評価実務において一般的に用いられるCAPM（資本資産価格モデル）理論に基づき分析を行っており、10.6%から12.6%を使用しております。また、継続価値の算定にあたっては、PA（Perpetuity Assumption）法を採用しており、その際、永久成長率については0.8%から1.8%を使用しております。

また、DCF法の採用にあたり前提とした当社財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年12月期、2026年12月期及び2027年12月期それぞれの年度における営業利益の対前期増加率は、102.0%、55.4%、38.5%を見込んでおります。これは、当社の2024年12月16日付「次期業績予想及び次期配当予想に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、2024年12月期は業界の資本再編や特定大型案件の減少・高原価案件の絞り込み等の特殊要因の影響により、事業環境の変化に対応するための事業構造変革の成果実現が遅れましたが、2024年第4四半期から事業構造変革の成果が顕在化し始めたこと、及びその変革成果が2026年及び2027年の期間においても継続すると見込んでいることによるものです。なお、本株式交換実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当社財務予測には加味されておられません。

GMO-TWについては、GMO-TWの事業計画を基礎として、GMO-TWが、直近までの動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して作成した、GMO-TW財務予測に基づき、GMO-TWが創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによりGMO-TWの企業価値や株式価値を分析し、GMO-TWの1株当たりの株式価値の範囲を681,764円から916,331円と分析しています。その際、割引率（加重平均資本コスト）については、株式価値評価実務において一般的に用いられるCAPM（資本資産価格モデル）理論に基づき分析を行っており、10.3%から12.3%を使用しております。また、継続価値の算定にあたっては、PA（Perpetuity Assumption）法を採用しており、その際、永久成長率については0.5%から1.5%を使用しております。

また、DCF法の採用にあたり前提としたGMO-TW財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年12月期、2026年12月期及び2027年12月期それぞれの年度における営業利益の対前期増加率は、39.3%、33.1%、34.3%を見込んでおります。これは、主にスマートフォンアプリ「タウンWiFi byGMO」のこれまでの高い成長性が2025年から2027年の期間においても継続すると見込んでいることによるものです。なお、本株式交換実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、GMO-TW財務予測には加味されておられません。

KPMGがDCF法による分析の前提とした当社財務予測及びGMO-TW財務予測については、KPMGが当社又はGMO-TWとの間で複数回質疑応答を行う等して、その内容をレビューしており、また、下記「2（2）利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会がその内容等の合理性を確認しております。

類似会社比較法では、当社については、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社の1株当たりの株式価値の範囲を2,590円から4,020円と分析しています。当社と類似性があると判断される上場会社として、主に事業内容等を検討した結果、Appier Group株式会社、AnyMind Group株式会社、株式会社ユーザーローカル、株式会社ブレインパッド、データセクション株式会社、株式会社ビザスク及び株式会社ホットリンクを選定し、企業価値に対するEBIT及びEBITDAの倍率並びに時価総額に対する純利益の倍率（PER）を用いて当社の株式価値を分析しております。

GMO-TWについては、GMO-TWと類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、GMO-TWの株式価値を分析し、GMO-TWの1株当たりの株式価値の範囲を481,998円から694,818円と分析しています。GMO-TWと類似性があると判断される上場会社として、主に事業内容等を検討した結果、株式会社カカクコム、株式会社Gunosy、株式会社ジモティー、株式会社ALiNKインターネット、株式会社イード及び株式会社駅探を選定し、企業価値に対するEBIT及びEBITDAの倍率並びに時価総額に対する純利益の倍率（PER）を用いてGMO-TWの株式価値を分析しております。

KPMGは、当社及びGMO-TWの株式価値の分析に際して、当社及びGMO-TWから提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、当社及びGMO-TWの株式価値の分析に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、KPMGは当社、当社の子会社及びGMO-TWの資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価及び鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる分析において参照した当社財務予測及びGMO-TW財務予測については、当社及びGMO-TWにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる分析は2025年2月10日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

2. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

(1) 公正性を担保するための措置

GM0-IG は、2024 年 12 月 31 日現在、当社の議決権の 54.62%を保有する親会社であり、GM0-TW の議決権の 79.78%を保有する親会社であることから、本株式交換は、当社と同一の親会社を持つ会社との取引として、有価証券上場規程上、当該支配株主との利害関係を有しない者による意見入手が必要となる「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。そのため、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本株式交換の公正性を担保するための措置を実施しております。なお、公正性を担保するための措置として、会社法上必要となる本株式交換契約の承認に係る株主総会決議を実施するに際し、法定の特別決議の成立要件が充足されることに加え、株主総会に出席した一般株主（GM0-IG と重要な利害関係を共通にしない当社株主）の議決権の過半数の賛同が得られることを決議条件とすること（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件。以下、「MoM 条件」といいます。）の当否についても検討いたしました。①MoM 条件を設定する場合には、少数の株式保有をもって本株式交換を阻止できる状態が生じることを奇貨として、必ずしも当社の企業価値向上に資さない要求がなされる等、MoM 条件が特定の投資家の私的利益を追求するために濫用され、本株式交換の前提である上場維持との両立を困難にする恐れが強いこと、②以下に記載する本株式交換の公正性を担保するための措置及び下記「2（2）利益相反を回避するための措置」に記載する措置を講じることにより、一般株主の利益に対する十分な配慮がなされていると考えられることから、当社としましては、MoM 条件は設定しないことといたしました。

なお、当社は、本株式交換契約の承認に係る株主総会における全ての付議内容に係る議決権行使状況及びその結果について、当該株主総会終結後、速やかに適時開示を行う予定です。

① 当社における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、KPMG を第三者算定機関として選任し、本株式交換における株式交換比率に関する算定及び本株式交換比率の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、本株式交換比率算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記「1（2）② 算定に関する事項」の「(ii) 算定の概要」をご参照ください。

なお、KPMG は、当社グループ、GM0-TW 及び GM0-IG の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、西村あさひを本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして選任

し、本株式交換に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。

なお、西村あさひは、当社グループ、GMO-TW 及び GMO-IG の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(2) 利益相反を回避するための措置

上記「(1) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社において、本株式交換は支配株主との重要な取引等に該当し、当社と GMO-TW 及び GMO-IG の間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社の取締役会は、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また本株式交換に関する当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反の恐れを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが、当社の一般株主にとって不利益でないことを確認することを目的として、本特別委員会を 2024 年 12 月 16 日に設置し、本特別委員会に対し (a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。）、(b) 本株式交換の取引条件（株式交換比率を含みます。）の公正性・妥当性、(c) 本株式交換の手続の公正性、(d) 本株式交換が当社の一般株主にとって不利益か否か、(e) その他当社取締役会が本株式交換の検討にあたって適宜諮問する事項（以下、「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

当社は当初から、当社の社外取締役である橋本昌司氏、当社の社外監査役である手塚奈々子氏及び浜谷正俊氏の 3 名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。本特別委員会は、委員間の互選により、本特別委員会の委員長として、手塚奈々子氏を選定しております。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしております。

また、当社の取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、以下の権限を付与することを決議しております。

- i. 取引条件の公正性が確保されるよう、取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる。
- ii. 諮問事項の検討等にあたり必要と判断した場合には、本株式交換に関して適切な判断を確保するために、特別委員会のアドバイザー等を選任できる。なお、特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がない等、特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザー等

に対して専門的助言を求めることができるものとする。特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は当社の負担とする。

iii. 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社又は当社のアドバイザー等に対して求めることができる。

本特別委員会は2024年12月16日から2025年2月10日までに、合計11回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーである大和総研、当社の第三者算定機関であるKPMG並びに当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認しております。また、下記「②当社における独立した社内検討体制の構築」に記載の当社における検討体制について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認のうえ、承認しております。

そのうえで、本特別委員会は、当社及びGMO-TWに対して、本株式交換の目的・理由、本株式交換実施後の経営方針等に関する事項のヒアリングを実施しました。また、当社に対して、当社が行ったGMO-TWの財務・税務・法務・ビジネス・ITに関するデューディリジェンスの結果に関するヒアリングを実施しました。なお、本特別委員会は、当社に対して、KPMGが算定の前提とした当社の事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯について質疑応答を行ったうえで検討した結果、不合理な点がないことを確認しております。また、KPMGが算定の前提としたGMO-TWの事業計画については、大和総研及びKPMGにおいて、GMO-TWと複数回質疑応答を行う等し、その結果を踏まえて本特別委員会は、その重要な前提条件等に妥当性が認められない場合にはその修正の検討を行うことを要請し、GMO-TWより提供を受けた修正後の事業計画をGMO-TWの株式価値の分析の前提として採用しております。

このほか、本特別委員会は、当社とGMO-TWの間における本株式交換に係る協議・交渉について、事前にその方針を確認し、当社からその経緯及び内容等について都度報告を受けたうえで、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行う等の方法により、交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、上記のような経緯のもと、本諮問事項について慎重に検討を行い、本株式交換は、当社の一般株主にとって不利益を生じさせるものであるとは言えない旨の答申書を、2025年2月10日付で、当社取締役会に提出しております。

② 当社における独立した社内検討体制の構築

当社は、GMO-TW及びGMO-IGから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築しておりま

す。具体的には、GMO-TW 及び GMO-IG の役職員を兼務していない、GMO-TW 及び GMO-IG から独立性が認められる役職員を当社において本株式交換に係る検討、交涉及び判断に関与する役職員とし、かかる検討体制に独立性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

③ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役8名のうち熊谷正寿氏及び安田昌史氏の2名は、GMO-IGの役員を現在兼務しており、本株式交換における構造的な利益相反による影響を回避する観点から、2025年2月12日付開催の当社取締役会では、上記2名を除く6名の取締役において審議し、その全員一致により本株式交換を行うことを決議しました。

また、当社の監査役3名のうち松井秀行氏は、GMO-IGの役員を現在兼務しており、本株式交換における構造的な利益相反による影響を回避する観点から、2025年2月12日付開催の当社取締役会では、同氏を除く他の2名の監査役が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に定める額とします。この取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

別紙3 GMO-TW の最終事業年度に係る計算書類等

次ページ以降をご参照ください。

貸借対照表

令和05年12月31日 現在

GMOタウンWiFi株式会社

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	357,812,850	【流動負債】	845,530,027
現金及び預金	130,531,434	短期借入金	585,000,000
売掛金	171,341,740	未払金	92,351,219
貸倒引当金	△ 1,028,050	未払費用	8,224,407
前払費用	4,371,433	預り金	2,901,173
未収還付消費税	31,973,743	未払法人税等	180,000
未収還付法人税等	300	ポイント引当金	144,970,354
預け金	20,622,250	賞与引当金	11,902,874
【固定資産】	22,849,222	【固定負債】	2,784,004
有形固定資産	14,150,622	資産除去債務	2,784,004
建物附属設備	10,463,321	負債の部合計	848,314,031
工具器具備品	12,338,767	純資産の部	
減価償却累計額	△ 7,075,472	科目	金額
減損損失累計額	△ 1,575,994	【株主資本】	△ 467,651,959
投資その他の資産	8,698,600	資本金	100,000,000
敷金	8,598,600	利益剰余金	△ 567,651,959
差入保証金	100,000	その他利益剰余金	△ 567,651,959
		繰越利益剰余金	△ 567,651,959
		(うち当期純利益)	163,580,296
		純資産の部合計	△ 467,651,959
資産の部合計	380,662,072	負債・純資産の部合計	380,662,072

損益計算書

自 令和05年01月01日

至 令和05年12月31日

GMOタウンWiFi株式会社

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	1,251,330,972	1,251,330,972
【売上原価】		
仕入高（サーバー原価）	43,870,748	
ポイント引当金繰入額	76,770,439	
（原）支払手数料	316,025,043	
合計	436,666,230	
売上総利益		814,664,742
【販売費及び一般管理費】		634,857,342
営業利益		179,807,400
【営業外収益】		
受取利息	2,014	
雑収入	1,081,354	
為替差益	10,293,723	11,377,091
【営業外費用】		
支払利息	16,084,240	
為替差損	11,339,955	27,424,195
経常利益		163,760,296
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益		163,760,296
法人税等		180,000
当期純利益		163,580,296

株主資本等変動計算書

自 令和05年01月01日

至 令和05年12月31日

GMOタウンWiFi株式会社

(単位：円)

株主資本

資本金

当期首残高

100,000,000

当期変動額

0

当期末残高

100,000,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

当期首残高

-731,232,255

当期変動額

当期純利益

163,580,296

当期末残高

-567,651,959

株主資本合計

当期首残高

-631,232,255

当期変動額

163,580,296

当期末残高

-467,651,959

純資産の部合計

当期首残高

-631,232,255

当期変動額

163,580,296

当期末残高

-467,651,959

個別注記表

令和5年1月1日から
令和5年12月31日まで

会社名 GMOTOWNWiFi株式会社

I. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定による定率法(但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物附属設備 10年～15年

工具器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

法人税法の規定による定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

自社利用のソフトウェア 5年

III. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,075,472 円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 14,349 株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数 0 株

3. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 令和5年3月17日の定時株主総会において、「配当なし」と決議されました。

4. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

(1) 令和6年3月18日の定時株主総会において、「配当なし」と決議されました。

以上

事業報告

(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1. 会社の現況

(1) 当期における営業の経過および成果

当期においては、ポイント事業に注力したことにより、過去最高売上・営業黒字という成果を上げることができました。

この結果、当期における売上高は 1,251,331 千円（前期比 27.3%増）、営業利益は 179,807 千円（前期比 148.1%増）、経常利益は 163,760 千円（前期比 162.2%増）、当期純利益は 163,580 千円（前期比 162.6%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の当社の課題といたしましては、ポイント事業の更なる拡大と広告価値向上による収益増により、持続的な成長を目指して事業運営を行ってまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期(当期)
営業収益	336,582	982,723	1,251,330
営業利益	-230,089	72,412	179,807
経常利益	-248,548	62,464	163,760
当期純利益	-250,484	62,284	163,580
1株当たり当期純利益(円)	-	-	-
総資産	206,952	427,055	380,662
純資産	-693,516	-631,232	-467,651
1株当たり純資産	-	-	-

(5) 親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は GMO インターネットグループ株式会社であります。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 使用人の状況

区分	使用人数(名)	前期末費増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男	9	+1	38.6	2.5
女	8	+2	35	2

合計または平均	17	+3	37	2
---------	----	----	----	---

2. 会社の状況

(1) 株式の状況

- | | |
|---------------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 14,349 株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,349 株 |
| ③ 株主数 | 5 名 |
| ④ 株主（上位 10 名） | |

株主名	持株数（株）	議決権比率（%）
GMO-IG	10,483	73.1%
荻田 剛大	2,927	20.4%
GMO-AP	717	5.0%
戸部 敦	192	1.3%
松野 俊也	30	0.2%
合 計	14,349	100.0%

(2) 取締役および監査役の状況（2023 年 12 月 31 日現在）

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	荻田 剛大	CEO（Chief Executive Officer）
取締役	松野 峻也	CPO（Chief Product Officer）
取締役	林 泰生	なし
取締役	渡部 謙太郎	GMO アドマーケティング株式会社代表取締役社長
監査役	稲垣 法子	なし

注 当期中の役員の変動については以下のとおりです。

- | | |
|---------|----|
| ① 新任 | なし |
| ② 役職の移動 | なし |
| ③ 退任 | なし |

以 上

監査報告書

私たち監査役は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年3月8日

GMOタウンW i F i 株式会社

監査役 稲垣 法子



別紙4 GMO-TWの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 本株式交換契約の締結

GMO-TWは、2025年2月12日開催の取締役会において、当社との間で本株式交換を実施することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 「シフト手帳Pro」の譲受

GMO-TWは、2025年1月15日開催の取締役会において、株式会社Funeasy Softが提供しておりましたシフト管理アプリ「シフト手帳Pro」を譲受することを決議し、2025年1月31日に3,660万円（税込）にて「シフト手帳Pro」を譲受いたしました。

別紙 5 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 本株式交換契約の締結

当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、GMO-TWとの間で本株式交換を実施することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。